

[公益財団法人日本社会福祉弘済会への入会届]

下記の社会福祉法人専用入会届に必要な事項を記入のうえ
FAX(又は郵送)して下さい。
本会の手続きが済み次第ご通知致します。

FAX 03 3846 2185

社会福祉法人専用入会届

平成 年 月 日

日本社会福祉弘済会事業の趣旨に賛同し、「個人情報の取扱いについて」の事項・内容を理解した上で申込みいたします。

法人名 施設名				
代表者名	役職	ご担当者		
所在地	〒 -			
連絡先	TEL ()	FAX ()		
どのような経緯で日社済を 知りましたか？ 該当する項目に ✓をお付けください。	社会福祉協議会	福祉団体機関誌	福祉新聞	ホームページ
	「福祉の共済」提携会社	ジブラルタ生命	担当者	
	[支部名	氏名]	
	<input type="checkbox"/> その他 []			

定款（抜粋）

[目 的] 第3条

本会は、社会福祉施設等社会福祉事業に従事する者（以下「社会福祉関係者」という。）等に係る研修・研究事業その他社会福祉に関する諸活動に対して助成等を行い、もってわが国及びアジア等の社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

[事 業] 第4条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉関係者に係る研修・研究事業に対する助成
 - (2) 社会福祉に関する諸活動に対する支援及び助成
 - (3) アジア等の障害者への車いす修繕・寄贈事業等に対する支援及び助成
 - (4) 社会福祉関係者の共済に係る事業
 - (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

共済事業規程（抜粋）

[趣 旨] 第2条

この共済事業は、この会の会員規程第2条及び第3条に定める会員及び準会員たる福祉関係者の生活安定と福祉増進を図り、もって我が国の社会福祉の向上発展と振興に寄与しようとするものである。

会員規程（抜粋）

[会 員] 第2条

会員は、社会福祉法人等福祉関係法人、社会福祉施設及び関係団体で、この会の趣旨に賛同し、この規程を承認して入会申込みを行いこの会が認めたものとする。

[準会員] 第3条

会員の役職員、構成員及びその家族は準会員とする。また、平成14年3月31日以前の規程に基づく会員も準会員とみなす。

[賛助会員] 第4条

この会の行う事業に賛同する者は、この会の承諾を得て賛助会員になることができる。

[退 会] 第5条

会員、準会員及び賛助会員は、申出によりいつでも退会することができる。

個人情報の取扱いについて

当会は本取扱いに関し取得する個人情報については、次の目的に利用いたします。

①会員の情報・維持管理②当会事業に関する情報と業務の提供③提携団体、協力団体等の各種情報、商品また事業のご案内と提供。当会は事業遂行上のため必要な範囲内で、当個人情報を一部提供することがあります。

本会
記入欄

会 員 コ ー ド									
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

お問合せ先 公益財団法人日本社会福祉弘済会 ☎03-3846-2172